

お手頃な保険料で 万が一に備える



定期保険(無解約返戻金型)

メディフィット 定期

選べる保険金額

200万円
~3,000万円
(100万円単位)

選べる保険期間

10年 60歳満了
65歳満了 80歳満了

安心の保障内容

万が一のときの
死亡保障です



生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
 - この商品についてお払込みになる保険料は「一般生命保険料控除」の対象となります。
- *2025年2月現在の税制にもとづき記載しております。今後変更される可能性があります。

募集代理店からのお知らせ

<生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって>

- 保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 三井住友銀行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込みはお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。
- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。

ご検討にあたっては、「ご契約のしおり」「約款」「設計書」を必ずご覧ください。



契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意ください事項を記載しておりますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されておりますので、必ずご確認ください。



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

[募集代理店]



[引受保険会社]

メディケア生命保険株式会社
住友生命グループ
〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
<メディケア生命コールセンター>
0120-315056
<https://www.medicarelife.com/>
25048912(2025.4.1)
2025年4月版
T11B0A1D25-V1-0009000

[募集代理店]



[引受保険会社]



メディフィット 定期 は、お手頃な保険料でご家族に

安心をご準備いただける定期保険です。

特徴
1

お手頃な保険料

解約時の返戻金をなくしたり、保障内容をシンプルにしたりすることで保険料を抑えました。

特徴
2

選べる保険金額・保険期間

その1 保険金額は **200万円** から3,000万円(100万円単位)までお選びいただけます。

その2 保険期間・保険料払込期間は **10年** **60歳満了** **65歳満了** **80歳満了** からお選びいただけます。

*契約年齢によりお選びいただける保険期間および保険金額が異なります。詳しくは11ページをご確認ください。

特徴
3

安心の保障内容

その1 万が一のときの死亡保障です。病気、不慮の事故、災害により死亡された場合に保険金をお受け取りいただけます。

その2 所定の障害状態になられた場合、**以後の保険料はいただきません。**

不慮の事故による傷害によって、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

その3 所定の高度障害状態になられた場合、**生存中でも保険金をお受け取り**いただけます。

所定の高度障害状態になられたとき、死亡保険金額と同額をお受け取りいただけます。

⚠️ 死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

ライフステージにあわせて保険期間をお選びいただけます。

10年 の場合

ご契約例 一定の期間、死亡保障を手厚くしたい方におすすめです。

- 子どもが生まれた。子どもが学校を卒業するまでは上乗せで保障がほしい。 など



更新時のお取り扱いについて

- 保険期間は10年ですが、更新により最長80歳まで保障を継続することができます。
*更新時の年齢が71歳~79歳の場合は、80歳までの残年数の保険期間で更新します。
- 更新後の保険金額・保険期間は、原則として更新前のものと同じになります。
*更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。
通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
*保険期間が満了しても、継続されない旨のお申出がない限り、ご契約は所定の期間、更新されます。(診査や告知は不要です。)
*更新時にメディケア生命がこの保険の締結を取り扱っていない場合は、ご契約は更新されません。この場合、お申出がない限り、更新のお取扱いに準じて他の所定のご契約を締結します。
*更新のご案内は保険期間満了前の所定の時期にいたします。
更新を希望されない場合は、保険期間満了の日の2か月前までにその旨をお申し出いただき、メディケア生命所定の書類をご提出ください。

60歳満了 65歳満了 80歳満了 の場合

ご契約例 一定の保険料で、保険期間満了まで死亡保障を確保されたい方におすすめです。

- 結婚した。万が一のときにパートナーの当面の生活費や葬式代などを準備したい。
- 家族のため、自分が働いている間は保障がほしい。 など



契約年齢(歳)	死亡保険金額 200万円				死亡保険金額 500万円				死亡保険金額 1,000万円				契約年齢(歳)	死亡保険金額 1,500万円				死亡保険金額 2,000万円				死亡保険金額 3,000万円				契約年齢(歳)
	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了		10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	
18	-	460	497	656	530	777	869	1,265	811	1,304	1,488	-	18	1,091	1,831	2,107	-	1,372	2,358	2,726	-	1,933	3,412	-	-	18
19	-	467	506	673	539	794	891	1,307	828	1,339	1,532	-	19	1,117	1,883	2,173	-	1,406	2,428	2,814	-	1,984	3,517	-	-	19
20	-	474	515	690	544	811	913	1,350	839	1,373	1,576	-	20	1,133	1,934	2,239	-	1,428	2,496	2,902	-	2,017	3,619	-	-	20
21	-	481	524	708	548	828	935	1,395	846	1,407	1,620	-	21	1,144	1,985	2,305	-	1,442	2,564	2,990	-	2,038	3,721	-	-	21
22	-	488	533	726	550	846	958	1,441	850	1,442	1,666	-	22	1,150	2,038	2,374	-	1,450	2,634	3,082	-	2,050	3,826	-	-	22
23	-	495	542	745	551	863	981	1,489	852	1,477	1,712	-	23	1,153	2,090	2,443	-	1,454	2,704	3,174	-	2,056	3,931	4,636	-	23
24	-	502	552	766	552	882	1,005	1,540	854	1,514	1,761	-	24	1,156	2,146	2,516	-	1,458	2,778	3,272	-	2,062	4,042	4,783	-	24
25	-	510	562	787	554	902	1,032	1,594	858	1,554	1,814	-	25	1,162	2,206	2,596	-	1,466	2,858	3,378	-	2,074	4,162	4,942	-	25
26	-	519	574	810	559	924	1,060	1,651	868	1,598	1,871	-	26	1,177	2,272	2,681	-	1,486	2,946	3,492	-	2,104	4,294	5,113	-	26
27	-	529	586	835	567	947	1,091	1,712	884	1,645	1,933	-	27	1,201	2,342	2,774	-	1,518	3,040	3,616	-	2,152	4,435	5,299	-	27
28	-	539	600	861	579	973	1,125	1,777	909	1,697	2,000	-	28	1,238	2,420	2,875	-	1,568	3,144	3,750	-	2,227	4,591	5,500	-	28
29	-	550	614	888	594	1,001	1,160	1,846	939	1,753	2,071	-	29	1,283	2,504	2,981	-	1,628	3,256	3,892	-	2,317	4,759	5,713	-	29
30	-	562	629	917	613	1,031	1,198	1,919	977	1,812	2,146	-	30	1,340	2,593	3,094	-	1,704	3,374	4,042	-	2,431	4,936	5,938	-	30
31	-	575	645	948	636	1,063	1,238	1,996	1,023	1,876	2,226	-	31	1,409	2,689	3,214	-	1,796	3,502	4,202	-	2,569	5,128	6,178	-	31
32	-	588	662	981	664	1,097	1,281	2,078	1,078	1,944	2,312	-	32	1,492	2,791	3,343	-	1,906	3,638	4,374	-	2,734	5,332	6,436	-	32
33	-	603	680	1,016	695	1,133	1,327	2,165	1,140	2,017	2,404	-	33	1,585	2,900	3,481	-	2,030	3,784	4,558	-	2,920	5,551	6,712	-	33
34	-	619	700	1,052	731	1,172	1,375	2,257	1,212	2,095	2,501	-	34	1,693	3,017	3,626	-	2,174	3,940	4,752	-	3,136	5,785	7,003	-	34
35	-	635	721	1,091	772	1,214	1,427	2,354	1,294	2,179	2,605	-	35	1,816	3,143	3,782	-	2,338	4,108	4,960	-	3,382	6,037	7,315	-	35
36	-	653	743	1,132	817	1,258	1,482	2,456	1,385	2,267	2,715	-	36	1,952	3,275	3,947	-	2,520	4,284	5,180	-	3,655	6,301	7,645	-	36
37	-	672	766	1,175	867	1,305	1,540	2,564	1,485	2,361	2,830	-	37	2,102	3,416	4,120	-	2,720	4,472	5,410	-	3,955	6,583	7,990	-	37
38	-	691	790	1,220	922	1,353	1,600	2,677	1,595	2,457	2,950	-	38	2,267	3,560	4,300	-	2,940	4,664	5,650	-	4,285	6,871	8,350	-	38
39	-	711	815	1,268	982	1,404	1,663	2,795	1,715	2,559	3,076	-	39	2,447	3,713	4,489	-	3,180	4,868	5,902	-	4,645	7,177	8,728	-	39
40	569	732	841	1,317	1,048	1,457	1,728	2,919	1,847	2,664	3,206	-	40	2,645	3,871	4,684	-	3,444	5,078	6,162	-	5,041	7,492	9,118	-	40
41	598	754	868	1,369	1,121	1,511	1,796	3,049	1,992	2,773	3,343	-	41	2,863	4,034	4,889	-	3,734	5,296	6,436	-	5,476	7,819	9,529	-	41
42	630	777	897	1,424	1,200	1,568	1,867	3,186	2,151	2,887	3,485	-	42	3,101	4,205	5,102	-	4,052	5,524	6,720	-	5,953	8,161	9,955	-	42
43	664	801	927	1,482	1,286	1,628	1,942	3,330	2,323	3,007	3,635	-	43	3,359	4,385	5,327	-	4,396	5,764	7,020	-	6,469	8,521	10,405	-	43
44	701	826	958	1,542	1,379	1,691	2,021	3,481	2,509	3,133	3,792	-	44	3,638	4,574	5,563	-	4,768	6,016	7,334	-	7,027	8,899	10,876	-	44
45	742	853	991	1,606	1,481	1,758	2,104	3,641	2,712	3,266	3,958	7,032	45	3,943	4,774	5,812	-	5,174	6,282	7,666	-	7,636	9,298	11,374	-	45
46	786	881	1,026	1,673	1,591	1,828	2,191	3,809	2,932	3,406	4,132	7,368	46	4,273	4,984	6,073	-	5,614	6,562	8,014	-	8,296	9,718	11,896	-	46
47	834	910	1,062	1,744	1,710	1,901	2,281	3,985	3,170	3,552	4,313	7,721	47	4,630	5,203	6,344	-	6,090	6,854	8,376	-	9,010	10,156	12,439	-	47
48	885	940	1,100	1,818	1,839	1,976	2,376	4,170	3,428	3,702	4,502	8,091	48	5,017	5,428	6,628	12,011	6,606	7,154	8,754	-	9,784	10,606	13,006	-	48
49	941	971	1,139	1,895	1,979	2,053	2,473	4,364	3,708	3,857	4,697	8,478	49	5,437	5,660	6,920	12,592	7,166	7,464	9,144	-	10,624	11,071	13,591	-	49
50	1,002	1,002	1,180	1,977	2,131	2,131	2,575	4,567	4,012	4,012	4,900	8,885	50	5,893	5,893	7,225	13,202	7,774	7,774	9,550	17,520	11,536	11,536	14,200	26,155	50

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記保険料の「-」についてはお取り扱いしていません。
- 上記以外の保険金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

※1 2,000万円の50歳、3,000万円の40歳~50歳の保険料は、告知書扱いの契約限度額を超えた保険金額の保険料です。告知書扱いの契約限度額を超えた保険金額でお申し込みいただく際には、健康診断書のご提出が必要です。なお、告知書扱いの契約限度額内であっても、告知内容等によっては健康診断書のご提出が必要となる場合があります。

更新後の保険料の見方
(保険期間10年を
選択された場合のみ)

例:30歳で加入された場合の初回更新後の保険料

30歳+10年(保険期間)=40歳の保険料をご覧ください※2。

※2 更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

商品の特徴と商品内容
保険料表
契約の諸基準
契約概要
注意喚起情報

※1

契約年齢(歳)	死亡保険金額 200万円				死亡保険金額 500万円				死亡保険金額 1,000万円				契約年齢(歳)	死亡保険金額 1,500万円				死亡保険金額 2,000万円				死亡保険金額 3,000万円				契約年齢(歳)	
	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了		10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了		10年
51	1,068	-	1,221	2,062	2,297	-	2,679	4,780	4,344	-	5,109	9,311	51	6,391	-	7,538	13,841	8,438	-	9,968	18,372	12,532	-	14,827	27,433	51	
52	1,142	-	1,265	2,151	2,480	-	2,788	5,004	4,710	-	5,326	9,758	52	6,940	-	7,864	14,512	9,170	-	10,402	19,266	13,630	-	15,478	28,774	52	
53	1,222	-	1,311	2,246	2,681	-	2,902	5,240	5,113	-	5,555	10,231	53	7,544	-	8,207	15,221	9,976	-	10,860	20,212	14,839	-	16,165	30,193	53	
54	1,311	-	1,359	2,346	2,904	-	3,023	5,490	5,559	-	5,797	10,731	54	8,213	-	8,570	15,971	10,868	-	11,344	21,212	16,177	-	16,891	31,693	54	
55	1,409	-	1,409	2,452	3,149	-	3,149	5,755	6,048	-	6,048	11,260	55	8,947	-	8,947	16,765	11,846	-	11,846	22,270	17,644	-	17,644	33,280	55	
56	1,516	-	-	2,564	3,415	-	-	6,035	6,581	-	-	11,820	56	9,746	-	-	17,605	12,912	-	-	23,390	19,243	-	-	34,960	56	
57	1,631	-	-	2,682	3,703	-	-	6,330	7,157	-	-	12,411	57	10,610	-	-	18,491	14,064	-	-	24,572	20,971	-	-	36,733	57	
58	1,755	-	-	2,806	4,014	-	-	6,642	7,779	-	-	13,034	58	11,543	-	-	19,426	15,308	-	-	25,818	22,837	-	-	38,602	58	
59	1,891	-	-	2,938	4,352	-	-	6,971	8,455	-	-	13,692	59	12,557	-	-	20,413	16,660	-	-	27,134	24,865	-	-	40,576	59	
60	2,038	-	-	3,077	4,720	-	-	7,317	9,190	-	-	14,385	60	13,660	-	-	21,452	18,130	-	-	28,520	27,070	-	-	42,655	60	
61	2,198	-	-	3,223	5,122	-	-	7,683	9,994	-	-	15,116	61	14,866	-	-	22,549	19,738	-	-	29,982	29,482	-	-	44,848	61	
62	2,376	-	-	3,377	5,566	-	-	8,068	10,883	-	-	15,886	62	16,199	-	-	23,704	21,516	-	-	31,522	32,149	-	-	47,158	62	
63	2,574	-	-	3,539	6,061	-	-	8,474	11,873	-	-	16,698	63	17,684	-	-	24,922	23,496	-	-	33,146	35,119	-	-	49,594	63	
64	2,796	-	-	3,711	6,617	-	-	8,903	12,984	-	-	17,557	64	19,351	-	-	26,210	25,718	-	-	34,864	38,452	-	-	52,171	64	
65	3,049	-	-	3,894	7,248	-	-	9,361	14,246	-	-	18,472	65	21,244	-	-	27,583	28,242	-	-	36,694	42,238	-	-	54,916	65	
66	3,339	-	-	4,090	7,972	-	-	9,850	15,695	-	-	19,451	66	23,417	-	-	29,051	31,140	-	-	38,652	46,585	-	-	57,853	66	
67	3,674	-	-	4,301	8,810	-	-	10,378	17,370	-	-	20,506	67	25,930	-	-	30,634	34,490	-	-	40,762	51,610	-	-	61,018	67	
68	4,063	-	-	4,529	9,784	-	-	10,949	19,318	-	-	21,648	68	28,852	-	-	32,347	38,386	-	-	43,046	57,454	-	-	64,444	68	
69	4,516	-	-	4,777	10,916	-	-	11,568	21,582	-	-	22,886	69	32,248	-	-	34,204	42,914	-	-	45,522	64,246	-	-	68,158	69	
70	5,041	-	-	5,041	12,228	-	-	12,228	24,206	-	-	24,206	70	36,184	-	-	36,184	48,162	-	-	48,162	72,118	-	-	72,118	70	
71	5,333	-	-	-	12,959	-	-	-	25,669	-	-	-	71	38,378	-	-	-	51,088	-	-	-	76,507	-	-	-	71	
72	5,651	-	-	-	13,754	-	-	-	27,259	-	-	-	72	40,763	-	-	-	54,268	-	-	-	81,277	-	-	-	72	
73	5,998	-	-	-	14,620	-	-	-	28,991	-	-	-	73	43,361	-	-	-	57,732	-	-	-	86,473	-	-	-	73	
74	6,375	-	-	-	15,564	-	-	-	30,878	-	-	-	74	46,192	-	-	-	61,506	-	-	-	92,134	-	-	-	74	
75	6,783	-	-	-	16,584	-	-	-	32,919	-	-	-	75	49,253	-	-	-	65,588	-	-	-	98,257	-	-	-	75	
76	7,232	-	-	-	17,706	-	-	-	35,163	-	-	-	76	52,619	-	-	-	70,076	-	-	-	104,989	-	-	-	76	
77	7,720	-	-	-	18,925	-	-	-	37,600	-	-	-	77	56,275	-	-	-	74,950	-	-	-	112,300	-	-	-	77	
78	8,244	-	-	-	20,237	-	-	-	40,224	-	-	-	78	60,211	-	-	-	80,198	-	-	-	120,172	-	-	-	78	
79	8,803	-	-	-	21,633	-	-	-	43,016	-	-	-	79	64,399	-	-	-	85,782	-	-	-	128,548	-	-	-	79	

※1 ●2025年4月現在の保険料を表示しています。
 ●上記保険料の「-」についてはお取り扱いしていません。
 ●上記以外の保険金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

※1 71歳~79歳の保険料は、保険期間10年を選択された場合の更新後の保険料です(更新時の保険期間・保険料払込期間は80歳満了となります)。更新時の年齢が71歳以上となる場合にご覧ください。

※2 1,500万円の60歳~70歳、2,000万円の51歳~70歳の保険料は、告知書扱い金額の保険料です。告知書扱いの契約お申し込みいただく際には、健康診断書お、告知書扱いの契約限度額内であれば健康診断書のご提出が必要となる場

合があります。

更新後の保険料の見方
 (保険期間10年を選択された場合のみ)

例:60歳で加入された場合の初回更新後の保険料
 60歳+10年(保険期間)=70歳の保険料をご覧ください※3。
 ※3 更新後の保険料は、更新日時時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

商品の特徴と商品内容

保険料表

1.契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

契約年齢(歳)	死亡保険金額 200万円				死亡保険金額 500万円				死亡保険金額 1,000万円				契約年齢(歳)	死亡保険金額 1,500万円				死亡保険金額 2,000万円				死亡保険金額 3,000万円				契約年齢(歳)	
	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了		10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了		10年
18	-	378	397	479	370	572	618	824	490	894	987	1,399	18	610	1,216	1,355	-	730	1,538	1,724	-	970	2,182	2,461	-	18	
19	-	384	403	489	375	585	633	849	500	920	1,017	1,448	19	625	1,255	1,400	-	750	1,590	1,784	-	1,000	2,260	2,551	-	19	
20	-	389	409	500	380	598	649	875	510	946	1,048	1,500	20	640	1,294	1,447	-	770	1,642	1,846	-	1,030	2,338	2,644	-	20	
21	-	394	416	511	385	612	665	902	521	974	1,080	1,555	21	656	1,336	1,495	-	792	1,698	1,910	-	1,063	2,422	2,740	-	21	
22	-	400	422	522	392	626	682	931	535	1,003	1,114	1,612	22	677	1,379	1,546	-	820	1,756	1,978	-	1,105	2,509	2,842	-	22	
23	-	406	430	534	400	641	700	961	551	1,033	1,150	1,672	23	701	1,424	1,600	-	852	1,816	2,050	-	1,153	2,599	2,950	-	23	
24	-	413	437	547	410	657	718	992	570	1,065	1,187	1,735	24	730	1,472	1,655	-	890	1,880	2,124	-	1,210	2,695	3,061	-	24	
25	-	419	445	560	421	674	738	1,025	592	1,099	1,227	1,801	25	763	1,523	1,715	-	934	1,948	2,204	-	1,276	2,797	3,181	-	25	
26	-	427	453	574	435	692	759	1,060	620	1,135	1,269	1,871	26	805	1,577	1,778	-	990	2,020	2,288	-	1,360	2,905	3,307	-	26	
27	-	434	462	589	450	712	781	1,097	651	1,174	1,313	1,945	27	851	1,636	1,844	-	1,052	2,098	2,376	-	1,453	3,022	3,439	-	27	
28	-	442	472	604	469	732	805	1,136	688	1,214	1,360	2,022	28	907	1,696	1,915	-	1,126	2,178	2,470	-	1,564	3,142	3,580	-	28	
29	-	451	481	620	489	753	829	1,176	728	1,257	1,409	2,103	29	967	1,760	1,988	-	1,206	2,264	2,568	-	1,684	3,271	3,727	-	29	
30	-	460	492	637	511	776	855	1,219	772	1,302	1,461	2,188	30	1,033	1,828	2,066	-	1,294	2,354	2,672	-	1,816	3,406	3,883	-	30	
31	-	469	502	655	534	799	882	1,263	818	1,349	1,514	2,277	31	1,102	1,898	2,146	-	1,386	2,448	2,778	-	1,954	3,547	4,042	-	31	
32	-	479	514	673	557	823	910	1,309	865	1,397	1,570	2,369	32	1,172	1,970	2,230	-	1,480	2,544	2,890	-	2,095	3,691	4,210	-	32	
33	-	489	525	693	581	848	938	1,357	913	1,447	1,627	2,465	33	1,244	2,045	2,315	-	1,576	2,644	3,004	-	2,239	3,841	4,381	-	33	
34	-	499	537	713	606	874	968	1,407	963	1,499	1,686	2,565	34	1,319	2,123	2,404	-	1,676	2,748	3,122	-	2,389	3,997	4,558	-	34	
35	-	510	549	733	633	901	998	1,459	1,017	1,552	1,747	2,668	35	1,400	2,203	2,495	-	1,784	2,854	3,244	-	2,551	4,156	4,741	-	35	
36	-	521	562	755	662	928	1,030	1,512	1,074	1,606	1,810	2,775	36	1,486	2,284	2,590	-	1,898	2,962	3,370	-	2,722	4,318	4,930	-	36	
37	-	532	574	777	694	956	1,062	1,568	1,138	1,662	1,874	2,887	37	1,582	2,368	2,686	-	2,026	3,074	3,498	-	2,914	4,486	5,122	-	37	
38	-	543	588	800	730	984	1,095	1,626	1,210	1,719	1,941	3,002	38	1,690	2,453	2,786	-	2,170	3,188	3,632	-	3,130	4,657	5,323	-	38	
39	-	555	601	824	769	1,014	1,129	1,686	1,289	1,778	2,009	3,122	39	1,808	2,542	2,888	-	2,328	3,306	3,768	-	3,367	4,834	5,527	-	39	
40	475	567	616	849	814	1,044	1,165	1,749	1,378	1,839	2,080	3,248	40	1,942	2,633	2,995	4,747	2,506	3,428	3,910	-	3,634	5,017	5,740	-	40	
41	494	580	630	875	862	1,077	1,202	1,814	1,474	1,904	2,154	3,379	41	2,086	2,731	3,106	4,943	2,698	3,558	4,058	-	3,922	5,212	5,962	-	41	
42	515	594	646	903	914	1,111	1,241	1,883	1,579	1,973	2,233	3,517	42	2,243	2,834	3,224	5,150	2,908	3,696	4,216	-	4,237	5,419	6,199	-	42	
43	538	609	663	932	971	1,148	1,283	1,956	1,693	2,046	2,316	3,662	43	2,414	2,944	3,349	5,368	3,136	3,842	4,382	-	4,579	5,638	6,448	-	43	
44	563	624	680	963	1,032	1,187	1,326	2,032	1,815	2,124	2,403	3,815	44	2,597	3,061	3,479	5,597	3,380	3,998	4,556	-	4,945	5,872	6,709	-	44	
45	588	640	698	994	1,096	1,227	1,371	2,111	1,943	2,204	2,493	3,973	45	2,789	3,181	3,614	5,834	3,636	4,158	4,736	7,696	5,329	6,112	6,979	-	45	
46	614	657	717	1,027	1,161	1,268	1,417	2,193	2,073	2,287	2,585	4,137	46	2,984	3,305	3,752	6,080	3,896	4,324	4,920	8,024	5,719	6,361	7,255	-	46	
47	640	673	735	1,061	1,226	1,309	1,463	2,277	2,202	2,368	2,676	4,305	47	3,178	3,427	3,889	6,332	4,154	4,486	5,102	8,360	6,106	6,604	7,528	-	47	
48	666	689	753	1,095	1,290	1,348	1,508	2,363	2,330	2,447	2,766	4,476	48	3,370	3,545	4,024	6,589	4,410	4,644	5,282	8,702	6,490	6,841	7,798	12,928	48	
49	692	704	771	1,130	1,355	1,386	1,552	2,451	2,460	2,523	2,855	4,653	49	3,565	3,659	4,157	6,854	4,670	4,796	5,460	9,056	6,880	7,069	8,065	13,459	49	
50	719	719	788	1,166	1,422	1,422	1,596	2,542	2,595	2,595	2,943	4,834	50	3,767	3,767	4,289	7,126	4,940	4,940	5,636	9,418	7,285	7,285	8,329	14,002	50	

- 2025年4月現在の保険料を表示しています。
- 上記保険料の「-」についてはお取り扱いしていません。
- 上記以外の保険金額などの保険料については、設計書などでご確認ください。

※1 2,000万円の50歳、3,000万円の40歳~50歳の保険料は、告知書扱いの契約限度額を超えた保険金額の保険料です。告知書扱いの契約限度額を超えた保険金額でお申し込みいただく際には、健康診断書のご提出が必要です。なお、告知書扱いの契約限度額内であっても、告知内容等によっては健康診断書のご提出が必要となる場合があります。

更新後の保険料の見方
(保険期間10年を
選択された場合のみ)

例:30歳で加入された場合の初回更新後の保険料

30歳+10年(保険期間)=40歳の保険料をご覧ください※2。

※2 更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

※1

契約年齢(歳)	死亡保険金額 200万円				死亡保険金額 500万円				死亡保険金額 1,000万円				契約年齢(歳)	死亡保険金額 1,500万円				死亡保険金額 2,000万円				死亡保険金額 3,000万円				契約年齢(歳)	
	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了		10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了	10年	60歳満了	65歳満了	80歳満了		10年
51	747	-	806	1,204	1,494	-	1,640	2,636	2,739	-	3,031	5,023	51	3,983	-	4,421	7,409	5,228	-	5,812	9,796	7,717	-	8,593	14,569	51	
52	778	-	824	1,243	1,571	-	1,685	2,734	2,892	-	3,121	5,219	52	4,213	-	4,556	7,703	5,534	-	5,992	10,188	8,176	-	8,863	15,157	52	
53	810	-	842	1,285	1,651	-	1,731	2,837	3,053	-	3,213	5,425	53	4,454	-	4,694	8,012	5,856	-	6,176	10,600	8,659	-	9,139	15,775	53	
54	844	-	861	1,328	1,735	-	1,778	2,945	3,221	-	3,306	5,640	54	4,706	-	4,834	8,335	6,192	-	6,362	11,030	9,163	-	9,418	16,420	54	
55	879	-	879	1,373	1,824	-	1,824	3,058	3,398	-	3,398	5,866	55	4,972	-	4,972	8,674	6,546	-	6,546	11,482	9,694	-	9,694	17,098	55	
56	918	-	-	1,421	1,920	-	-	3,178	3,590	-	-	6,106	56	5,260	-	-	9,034	6,930	-	-	11,962	10,270	-	-	17,818	56	
57	959	-	-	1,472	2,024	-	-	3,305	3,799	-	-	6,360	57	5,573	-	-	9,415	7,348	-	-	12,470	10,897	-	-	18,580	57	
58	1,006	-	-	1,526	2,141	-	-	3,440	4,032	-	-	6,630	58	5,923	-	-	9,820	7,814	-	-	13,010	11,596	-	-	19,390	58	
59	1,058	-	-	1,582	2,270	-	-	3,582	4,290	-	-	6,914	59	6,310	-	-	10,246	8,330	-	-	13,578	12,370	-	-	20,242	59	
60	1,115	-	-	1,642	2,414	-	-	3,732	4,579	-	-	7,214	60	6,743	-	-	10,696	8,908	-	-	14,178	13,237	-	-	21,142	60	
61	1,181	-	-	1,706	2,579	-	-	3,890	4,908	-	-	7,530	61	7,237	-	-	11,170	9,566	-	-	14,810	14,224	-	-	22,090	61	
62	1,257	-	-	1,773	2,768	-	-	4,057	5,287	-	-	7,865	62	7,805	-	-	11,672	10,324	-	-	15,480	15,361	-	-	23,095	62	
63	1,346	-	-	1,844	2,991	-	-	4,237	5,733	-	-	8,224	63	8,474	-	-	12,211	11,216	-	-	16,198	16,699	-	-	24,172	63	
64	1,452	-	-	1,922	3,255	-	-	4,432	6,260	-	-	8,614	64	9,265	-	-	12,796	12,270	-	-	16,978	18,280	-	-	25,342	64	
65	1,575	-	-	2,007	3,563	-	-	4,644	6,876	-	-	9,039	65	10,189	-	-	13,433	13,502	-	-	17,828	20,128	-	-	26,617	65	
66	1,718	-	-	2,100	3,921	-	-	4,876	7,593	-	-	9,502	66	11,264	-	-	14,128	14,936	-	-	18,754	22,279	-	-	28,006	66	
67	1,884	-	-	2,201	4,336	-	-	5,129	8,423	-	-	10,009	67	12,509	-	-	14,888	16,596	-	-	19,768	24,769	-	-	29,527	67	
68	2,076	-	-	2,311	4,816	-	-	5,404	9,382	-	-	10,559	68	13,948	-	-	15,713	18,514	-	-	20,868	27,646	-	-	31,177	68	
69	2,299	-	-	2,431	5,373	-	-	5,703	10,496	-	-	11,157	69	15,619	-	-	16,610	20,742	-	-	22,064	30,988	-	-	32,971	69	
70	2,558	-	-	2,558	6,020	-	-	6,020	11,790	-	-	11,790	70	17,560	-	-	17,560	23,330	-	-	23,330	34,870	-	-	34,870	70	
71	2,697	-	-	-	6,368	-	-	-	12,486	-	-	-	71	18,604	-	-	-	24,722	-	-	-	36,958	-	-	-	71	
72	2,846	-	-	-	6,741	-	-	-	13,232	-	-	-	72	19,723	-	-	-	26,214	-	-	-	39,196	-	-	-	72	
73	3,005	-	-	-	7,138	-	-	-	14,027	-	-	-	73	20,915	-	-	-	27,804	-	-	-	41,581	-	-	-	73	
74	3,175	-	-	-	7,562	-	-	-	14,875	-	-	-	74	22,187	-	-	-	29,500	-	-	-	44,125	-	-	-	74	
75	3,355	-	-	-	8,014	-	-	-	15,779	-	-	-	75	23,543	-	-	-	31,308	-	-	-	46,837	-	-	-	75	
76	3,554	-	-	-	8,512	-	-	-	16,774	-	-	-	76	25,036	-	-	-	33,298	-	-	-	49,822	-	-	-	76	
77	3,774	-	-	-	9,060	-	-	-	17,871	-	-	-	77	26,681	-	-	-	35,492	-	-	-	53,113	-	-	-	77	
78	4,016	-	-	-	9,667	-	-	-	19,084	-	-	-	78	28,501	-	-	-	37,918	-	-	-	56,752	-	-	-	78	
79	4,286	-	-	-	10,340	-	-	-	20,430	-	-	-	79	30,520	-	-	-	40,610	-	-	-	60,790	-	-	-	79	

※1 ●2025年4月現在の保険料を表示しています。
●上記保険料の「-」についてはお取り扱いしていません。
●上記以外の保険金額などの保険料については、設計書などをご確認ください。

※1 71歳~79歳の保険料は、保険期間10年を選択された場合の更新後の保険料です(更新時の保険期間・保険料払込期間は80歳満了となります)。更新時の年齢が71歳以上となる場合にご覧ください。

※2 1,500万円の60歳~70歳、2,000万円の51歳~70歳の保険料は、告知書扱い金額の保険料です。告知書扱いの契約お申し込みいただく際には、健康診断書お、告知書扱いの契約限度額内であれば健康診断書のご提出が必要となる場

合があります。

更新後の保険料の見方
(保険期間10年を選択された場合のみ)

例:60歳で加入された場合の初回更新後の保険料
60歳+10年(保険期間)=70歳の保険料をご覧ください※3。
※3 更新後の保険料は、更新日時時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

商品の特徴と商品内容

保険料表

1)契約の諸基準

契約概要

注意喚起情報

※2

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについての詳細ならびに主な保険用語のご説明などについては「ご契約のしおり」「約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みの際に特にご注意ください事項は、「注意喚起情報」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
- ホームページ：https://www.medicarelife.com/

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 一定の期間、死亡保障・高度障害保障を準備できます。
- 解約返戻金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。
- 保険契約は更新されます。
(保険期間が年数により定められている保険契約(年満了の保険契約)に限ります。)

3 保険金額・保険期間・保険料払込期間・保険料・保険料払込回数・保険料払込経路などは以下のとおりです。

保険期間・保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
10年・60歳満了・65歳満了・80歳満了	月払い・半年払い ^{※1} ・年払い ^{※1}	第1回:振込み扱い ^{※2} ・口座振替扱い ^{※3} ・クレジットカード扱い ^{※3} 第2回以後:口座振替扱い ^{※3} ・クレジットカード扱い ^{※3}

*お申し込みいただくご契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書または申込画面・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

*保険料払込回数が半年払い・年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

※1 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、半年払い・年払いはお選びいただけません。

※2 三井住友銀行のホームページからお申込みの場合、振込み扱いはお選びいただけません。

※3 第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

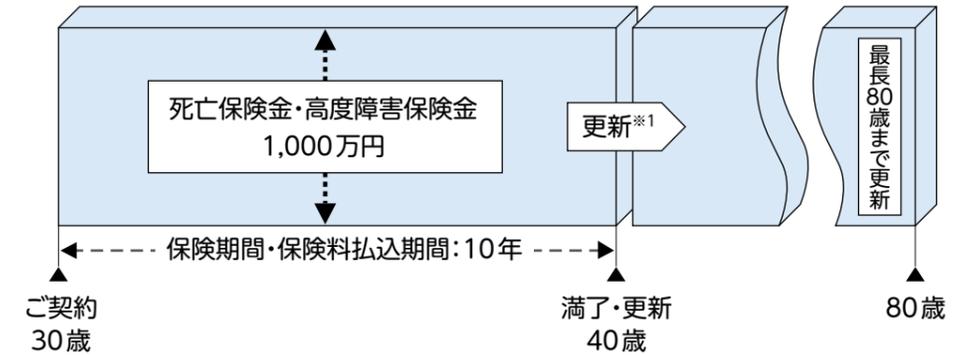
- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて

主契約
定期保険(無解約返戻金型)

<年満了の場合>

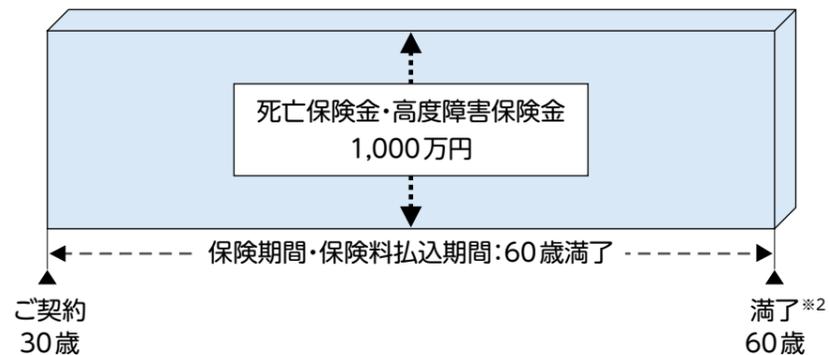
【ご契約例】 契約年齢:30歳・女性の場合(計算基準日:2023年5月1日)
保険金額:1,000万円/保険期間・保険料払込期間:10年/保険料払込回数:月払い/月払保険料:772円



※1 更新到来時期は40歳で、その後も最長80歳まで更新されます。(保険期間が年数により定められている保険契約(年満了の保険契約)の場合)
ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超えるときは、更新後の保険期間は80歳となる年単位の契約応当日の前日までの保険期間に短縮して更新されます。
40歳の更新時における更新後の月払保険料は1,378円です。更新後の保険料は、この保険を更新前と同じ保険金額・保険期間で1回だけ更新したものとして計算しています。更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

<歳満了の場合>

【ご契約例】 契約年齢:30歳・女性の場合(計算基準日:2023年5月1日)
 保険金額:1,000万円/保険期間・保険料払込期間:60歳満了/保険料払込回数:月払い/
 月払保険料:1,302円



※2 保険契約は、保険契約の締結時に選択された満了年齢に達する年単位の契約応当日の前日に満了します。保険契約の更新はできません。

*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「責任開始期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

5 保険金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

定期保険(無解約返戻金型) (主契約)

お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	死亡保険金額と同額

●高度障害保険金をお支払いした場合は、高度障害保険金のお支払理由に該当された時からご契約は消滅します。



ご注意

■死亡保険金・高度障害保険金は重複してお支払いしません。

6 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

●不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。

7 解約返戻金については以下のとおりです。

●この保険には解約返戻金はありません。
 なお、解約返戻金がある同種の保険と比較すると下表のとおりとなります。

【ご契約例】 契約年齢:30歳・女性の場合(計算基準日:2023年5月1日)
 保険金額:1,000万円/保険期間・保険料払込期間:80歳満了/保険料払込回数:月払い

<ご契約例における払込保険料累計と解約返戻金額の推移>

保険年度	年齢	定期保険(無解約返戻金型)		【参考】解約返戻金がある定期保険*	
		払込保険料累計	解約返戻金額	払込保険料累計	解約返戻金額
		月払保険料 2,188円		月払保険料 3,502円	
1年目	30歳	26,256円	0円	42,024円	15,470円
10年目	39歳	262,560円	0円	420,240円	312,600円
20年目	49歳	525,120円	0円	840,480円	603,870円
30年目	59歳	787,680円	0円	1,260,720円	808,960円
40年目	69歳	1,050,240円	0円	1,680,960円	832,130円
50年目	79歳	1,312,800円	0円	2,101,200円	0円

*上記は、各保険年度末(年単位の契約応当日の前日)の値を表示しています。
 (例)契約日が5月1日の場合、翌年の4月30日が第1保険年度末となります。

※メディケア生命は、解約返戻金がある定期保険をお取り扱いしていません。記載の値は、解約返戻金がある同種の保険をメディケア生命がお取り扱いする場合に予定する「参考値」です。

8 配当金・満期保険金はありません。

●この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。また、満期保険金もありません。

保険金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり」[約款][給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック]をご確認ください。

特にご注意
いただきたい事項

注意喚起 情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」「ご契約のしおり」「約款」についてもご確認ください。
- なお、主な保険用語のご説明については「ご契約のしおり」をご参照ください。

1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。**

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**保険金などをお支払いできないことがあります。**

2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の「健康状態・職業などの告知について」をご参照ください。

お引受けについて

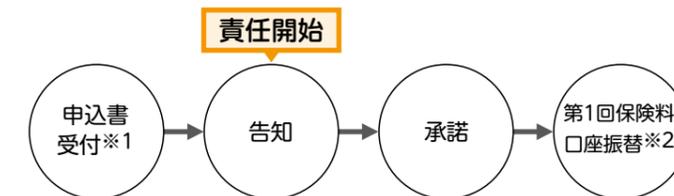
- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。

3 責任開始期について

- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



※1 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

※2 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご参照ください。

生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

*保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の「生命保険募集人について」をご参照ください。

4 申込日^{※1}または注意喚起情報の交付日^{※2}のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録^{※3}によりクーリング・オフ^{※4}ができます。



- ※1 申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。
 - ※2 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。注意喚起情報の電磁的交付を希望された場合は、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日になります。
 - ※3 電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、メディケア生命ホームページに専用フォームを設置しています。
 - ※4 お申込みの撤回またはご契約の解除のことをいいます。
 - ※5 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日。
- 申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを申し出ることができます。この場合、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。
 - 親権者または後見人の同意が必要なご契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者または後見人のご署名(自署)を書面でご提出いただく必要があります。一度のお手続きを希望される場合は、書面でお申出をしてください。書面には親権者または後見人の氏名(自署)もあわせてご記入ください。

お申出の方法

<書面の場合>

- 書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)にメディケア生命あて送付してください。この場合、以下の事項をご記入ください。

【送付先】

〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約審査部

- ①クーリング・オフする旨
- ②申込者等の氏名、フリガナ
- ③被保険者の氏名、フリガナ
- ④【親権者・後見人の同意が必要なご契約の場合】
親権者・後見人の氏名(自署)、フリガナ
- ⑤申込者等の生年月日
- ⑥申込者等の住所
- ⑦申込者等の電話番号
- ⑧保険商品名
*証券番号がおわかりになる場合は、あわせてご記入ください。
- ⑨募集代理店名(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑩【保険料をお払込み済みの場合】
(契約者ご本人名義の口座をご記入ください。)
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義
- ⑪クーリング・オフの理由
- ⑫申込者等ご本人さまによるご署名

<書面の記入例>

*個人情報保護のため、封書によるお申出をお願いいたします。

メディケア生命保険株式会社 御中
私は以下の申込みを撤回します。

申込者等	メデ	タロウ
	目出	太郎
被保険者	メデ	タロウ
	目出	太郎
親権者・後見人	メデ	ハナコ
	目出	花子
生年月日	●●	●●
	●	●
住所	〒135-0033 東京都江東区深川〇-〇-〇	
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
保険商品名	メディフィット定期	
証券番号	12345678901	
募集代理店名	〇〇代理店	
第1回保険料は以下の口座へ振り込んでください。		
返金先口座	●●	●●
	●●	●●
	●●	●●
	●●	●●
	●●	●●
	●●	●●
口座名義	目出 太郎	
■クーリング・オフの理由	〇年〇月〇日	
	目出 太郎	

差し支えなければ、クーリング・オフの理由をご記入ください。
(例)・商品内容を再検討したため。 ・家族からの反対があったため。
・他社の保険に加入するため。 ・資金が必要となったため。

<電磁的記録の場合>

- クーリング・オフ可能期間(8日以内)にお申出をしてください。
- なお、メディケア生命ホームページの専用フォームからのお申出の場合は、メディケア生命から受付完了メールを送付しますので、お申出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】

<https://www.medicarelife.com/contractor/cooling-off/>

この場合、専用フォームの案内に沿って必要事項を入力してください。

- ご契約の更新や内容変更の場合には、**クーリング・オフはできません。**
- クーリング・オフと行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

【ご連絡先】 メディケア生命コールセンター

0120-315056

5 保険金などのお支払理由が発生しても、お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険金などをお支払いできない場合について]をご参照ください。

保険金などをお支払いできない場合の例

- 責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合
ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、保険金などをお支払いします。)
- 保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)
- 保険金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険料について]をご参照ください。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

- 第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、保険金などのお支払理由が発生していても保険金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。
- このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。
第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

7 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効します。万一失効した場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の失効を取り消すことや復活を請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険料について]をご参照ください。

失効・失効取消・復活について

- 保険料払込期月中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日(失効日)から効力がなくなります(失効)。失効中にお支払理由が発生しても保険金などはお支払いしません。(失効が取り消された場合を除きます。)
- 万一ご契約が失効した場合でも、失効取消期間中(失効日から猶予期間満了の日の属する月の翌月末日まで)であれば、延滞した保険料をお払い込みいただくことで失効日にさかのぼって失効を取り消し、ご契約を有効な状態に戻すことができます(失効取消)。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)
この場合、健康状態などについての告知は不要です。
- 万一ご契約が失効し、失効取消期間が経過した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)
この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

8 解約返戻金について

- この保険には解約返戻金がありません。

9 生命保険会社が経営破綻した場合などには、 保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[生命保険契約者保護機構について]をご参照ください。

削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが**削減される場合があります。**
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが**削減される場合があります。**

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820	受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く): 午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/
---------------------	-------------------------	--

10 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、 ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について]
[その他の諸手続きについて]をご参照ください。

不利益となる点について

<現在ご加入の保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短時間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在のご契約については、一般的に特約の中途付加・追加契約などの方法により保障内容を直すことができる場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります。**
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります。**
- 現在ご加入の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。

- 新たにお申込みの保険契約の責任開始期前に現在のご契約を解約された場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
- 新たなご契約の責任開始日から一定期間、保険金・給付金などのお受取りができない場合があります。
- 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などは、現在のご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
*予定利率については、「ご契約のしおり」の[主な保険用語のご説明]をご参照ください。

11 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

12 ご請求手続きに際しては、 保険金などをめれなくご請求いただくために、 複数の保険金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[保険金などのご請求手続きについて]、
[給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック]の
[給付金・保険金などをめれなくご請求いただくための確認について]をご参照ください。

ご請求されるときには

- お客さまからのご請求に応じて、保険金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 保険金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の保険金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**
お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。
- 保険金などのお支払いの可否については、メディケア生命が決定させていただきます。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
- 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

13 被保険者が保険金などをご請求できない場合、被保険者に代わって、指定代理請求人が、保険金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[代理請求制度について]をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は保険金などの請求時において、次のいずれかの範囲内である必要があります。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

円滑なご請求のために

- 保険金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

14 その他お申込みにあたってご確認いただきたい事項について

ご記入またはご入力について

- 申込書または申込画面、告知書または告知画面は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入またはご入力ください。
- ご記入またはご入力後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名等してください。

領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

特約の中途付加について

- 特約の中途付加のお取扱いはありません。

15 お申込内容などの確認にお伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証や健康保険証などで、ご本人であることを確認させていただきます。

16 生命保険契約に関するさまざまなお相談・ご照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で受け付けています。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-315056**

生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
 - ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
 - ・なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

